

第15章 産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定

産業活力再生特別措置法は、平成11年10月1日に施行(同年8月13日公布)され、低生産性部門から高生産性部門への経営資源の迅速かつ円滑なシフトを図り、生産性を抜本的に改善していくための一群の政策パッケージを用意し、我が国産業活力の早期の再生を期することを目的としている。

金融庁において、13年7月1日以降、同法第3条第1項の規定に基づき審査した結果、同法第2条第2項第1号に規定する事業構造変更及び同項第2号に規定する事業革新を行う者として産業活力再生特別措置法に定める事業再構築計画の認定が行われた。具体的には以下のとおり。

申請者	認定日
イトーヨーカ堂、セブン-イレブン・ジャパン	平成13年8月22日 (平成14年3月1日付で子会社に対する増資にかかる変更認定を行った)
せとうち銀行、広島総合銀行	平成13年9月19日
日興証券	平成13年9月27日
住友海上火災保険、三井海上火災保険	平成13年9月27日
大和銀行、あさひ銀行、近畿大阪銀行、奈良銀行、あさひ信託銀行	平成13年12月5日
中央三井信託銀行、さくら信託銀行	平成14年1月24日
足利銀行	平成14年2月13日
北陸銀行	平成14年2月25日
安田火災海上保険、第一ライフ損害保険	平成14年3月27日
東京海上火災保険、日動火災海上保険	平成14年3月27日
親和銀行、九州銀行	平成14年3月29日